

第 15 章 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。なお、本法は 15 年 4 月 9 日に抜本的に改正された。

金融庁において、17 年 7 月 1 日以降、事業構造変更及び事業革新を行う者として産業活力再生特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく事業再構築計画の認定を行ったほか、同法第 4 条第 1 項の規定に基づく計画変更の認定を行った。具体的には以下のとおりである。

尚、りそな銀行と奈良銀行の合併に伴い、りそな銀行は奈良銀行の株主であるりそなHDに対して、新株の発行を行わず、特定金銭等の交付を行うこととするため、産業活力再生特別措置法第 12 条の 9 第 1 項に基づく認定を 17 年 12 月 9 日に行った。

申請者	認定日
りそなホールディングス、りそな銀行	15 年 6 月 27 日 (変更認定：17 年 12 月 2 日)
もみじホールディングス、もみじ銀行	17 年 8 月 17 日 (変更認定：17 年 11 月 11 日、12 月 27 日)
殖産銀行、山形しあわせ銀行	17 年 9 月 26 日
紀陽銀行、和歌山銀行	18 年 1 月 25 日